

りといふ。

第十 舉子數 既婚者男八三名、女一九名中子を擧げたるものは男四三名、女一二名にして、子の數は合計して男親より八三名、女親より三一名、計一一四名、即ち平均約二名なるも、其の内五四名即ち約半數は死亡し、生死不明なるもの三六名、生存判明せるものは二四名に過ぎず。二六一名の全數に對して二四名の子なれば、淘汰顯著なるものと云ひ得る。

第十一 飲酒 不明なるもの二四%を除き、酒を好むといふものの男の四六%、女の二二%、就中大酒家は男の一八%、又通常は殆んど嗜まず又は嫌ひといふもの男の三〇%、女の七三%に當る。

第十二 前科 前科ありと供述せるものは男に一九名あつた。罪質は殺人一例、放火二例、窃盜六例、詐欺、文書偽造、横領六例、賭博三例、家宅侵入一例。回數は一犯一例、二乃至三四犯七例、一三犯一例。刑期は通計して八ヶ月以上のもの九例であつた。此等のものの精神的診斷別では精神薄弱六名、性格異常八名、精神病三名、其の他二名。但し浮浪、賭博等に依る拘留處罰の類は甚だ多いものであらうと想像される。

第十三 発見されたる場所 淺草が最も多く、深川、本所、下谷が之に次ぎ、神田、芝、日本橋、足立、麹町等の各區が稍多い所であつた。

#### 丙 處置に關して

頭書にも一言した様に浮浪者及び乞食の處置に關しては醫學的、特に精神醫學的診斷が重要な基礎となるべきことは當然の事で、其の心身に於ける本

質的缺陷を闡明することなくして本當の處置方針は立ち得ない。社會事業施設の擴充と相俟つて其の活動の合理化に科學的基礎を強調したい所以である。

前記二八二名の東京市内浮浪者及び乞食の精神醫學的調查結果より考察せば

(一) 精神的疾患を有するものが全體の三三%、乞食のみの四六%を占めて居り、特に女子では全體の四八%、乞食のみの五六%に當る。腦疾患の五例と共に此等を精神病院に收容せば全體の三分の一

一、乞食の略半數は整理さることとなるのである。(但し中には必ずしも入院治療を要せざる程度のものもある。)

(二) 精神薄弱者が全體の四四%、乞食の三七%、就中白癡の大部分は乞食をしてゐる。白癡は白癡の治療教育機關(我邦には公立のものなし)に收容し、癡愚は其の程度や性格等に従つて或は保護し、或は再教育機關で教育すべきもので、此の(一)と(二)とが實現されば全體の七七%、乞食の八三%が整理される筈となる。

(三) 性格異常のものは一二%で、強制勤労機關にでも收容すべきものが多いたと考へられるが、此の種の機關のないのが遺憾である。

都市政策其の他各般の都市問題に關する研究を遂げに之に關する資料の交換を爲すを目的として昭和二年五月大阪市に其の第一回總會を開催してより略隔年に各地に總會を開催してきた全國都市問題會議は今昭和十五年十月其の第七回總會を東京市に於て開催することに決定した。總會開催要項を掲ぐれば次の如くである。

#### 第七回全國都市問題會議總會の開催

- 一、開催期 昭和十五年十月三日(木)より三日間
- 二、開催地 東京(會場 日比谷公會堂・飛行講堂、仁壽講堂)
- 三、議題 第一議題 本邦都市發達の動向と其の諸問題
- 四、特別報告 時局に關する問題(報告者並題名未定)
- 五、主報告者

るもの男八名、女一名中、女が巡禮の外、男は全部自由労働を爲すもので、少くとも六十歳以下の男四名に於ては適當の保護さへ與へれば浮浪生活より救出可能のものと考へられる。

斯くの如くして浮浪者、特に乞食の中には醫療乃至治療教育を要すべきものが其の大部分を占めてゐることが明瞭となつたのである。從つて社會的處置対策に於て各方面共此の點を充分理解されんことを願ふものである。

## 第一議題

東京帝國大學教授 今井登志喜氏

元東京帝國大學教授 蟻山政道氏

東京市政調査會研究員兼參事

弓家七郎氏

## 第二議題

法制局參事官 入江俊郎氏

東京市總務局長 前田賢次氏

なほ會議事務局たる東京市政調査會が右の兩議題に就いて解説せるところを摘記すれば大體次の如くである。

### 第一議題 本邦都市發達の動向と其の諸問題

本邦都市發達の特質

本邦都市の特質

本邦都市の起源

本邦都市發達の諸原因

本邦都市發達の諸研究

鎌倉・室町時代に於ける都市の建設

戰國時代に於ける都市の特質

封建時代に於ける城下町の發達

幕末開國前後に於ける都市の盛衰

明治維新に於ける都市の發達

本邦都市の現状

都市の分布狀態——これに就ては先づ都市の分布状態が問題となるであらう。我が國都市の現状を見れば巨大都市への人口集中が最も顯著である。それは人口百万以上の巨大都市が既に四を算してをり、しかもこれら巨大都市の人口吸收率が

最も大であることにも示されてゐる。而して十万以上三十万以下の都市は三十四に達してゐるのに、其の中間に位する三十万以上百万以下のものは僅か四に過ぎないのであるが、これは果して健全な發達の姿であらうか。又全國に於ける都市

の地理的分布を見れば、其の著しき部分が京濱地方、名古屋地方、京阪神地方及び北九州地方等に偏在集中してゐる傾があるが、これは何が故にかくの如き形態をもつて至つたのであるか。其の原因並に得失に關しては、對策と共に活潑なる論議を期待する。

都市の人口構成狀態——又都市の人口構成はどうなつてゐるか。其の出生地別・性別・年齢別・職業別等の状態は、其の出生率・死亡率等と共に、都市によりても異り、而してそれらは政治上・經濟上・社會上の諸問題とも密接なる關聯を有してゐる。

都市の衛生狀態——殊に住民の保健衛生上からいへば、都市の生活は甚しく非衛生的にして住民の生活力を弱めるものであるともいはれ、其の出生率の減退、乳幼兒死亡率の高きこと、傳染病患者の多きこと、徵兵検査に於ける不成績等の事實に照して論證せられてゐるやうである。しかしながら、かくの如きは都市生活に遙くべからざる運命であるか、或は計畫と指導との如何によりては除去することもできる缺陷ではあるまい。

これらの問題を明かにすることは、都市に對する政策を決定するためにも甚だ必要であらう。

都市の經濟上及び政治上に於ける地位

都市の經濟的補給區域

都市の生產力

都市に於ける行政事務の變遷

大都市の有する特殊的地位

都市民の自治能力

都市の發達と對策

本邦都市の將來

都市の發達助長方策

都市の適度

中小都市の振興方策

過大都市の防止方策

都市分散の方策

都市の災害防止方策

地方計畫・國土計畫・產業立地

都市と農村との關係

第三議題 都市的人事行政

一般問題・職制・任免・昇進・轉任・教養訓練・待遇・その他(細目略)

## 比律賓移民制限法の成立

昭和十一年ケソン大統領が議會教書の中で比律賓が從來採用してゐた一九一七年の米本國の移民法に替つて東洋人に對する差別待遇を排除せる新移民法を採用すべきことに言及してから此の新しく制定るべき移民法は特に我が國の注目するところであつたが、其の後昭和十三年末比律賓政府の要請によつて米國國務省よりジョーダン・W・グラント及勞働省よりヴィクソンの兩

専門委員の來島を見、新移民制限法案の起草をみた。